

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

October 2020

EY Taiwan JBS NEWS LETTER

October 2020

今回の内容

資金調達の方法と関連する手続き及び税制について

本ニュースレターの内容は、一般的情報を参考のためのみに供するものであり、具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

▶ 前書き

台湾はこれまで、新型コロナウイルスの感染拡大抑止に成功している国の一つとも言え、また、米中貿易戦争にもよって半導体を始めとした経済面における需要の増加に伴い、足元のGDP予測値は世界においても稀なプラス維持となっています。これらの状況から、事業拠点として台湾の活用をあらためて見直す企業も数多く見受けられます。また、日系企業においても、既存の台湾子会社を利用した新たなビジネスの展開や事業の拡大のため、資金調達のニーズが出てきています。

他方で、新型コロナウイルスによる経済的な影響を受けている企業も少なくあり、財政再建を図るために資金調達を余儀なくされるケースもあります。

今回は、これらの昨今の状況を踏まえて資金調達についてまとめております。

▶ 今回お伝えしたいポイント

- ▶ 一般的な資金調達の方法
- ▶ 増資と融資のそれぞれの比較
- ▶ FIA申請手続き等の増資における基本的な手続き
- ▶ 融資における移転価格の問題
- ▶ 過少資本税制とは
- ▶ 資金調達に関連する源泉税と軽減方法について

資金調達の方法とそれぞれの比較

資金調達の種類

資金調達の方法には大きく分けて、自己資本による調達(増資等)、または他人資本(融資借入)による方法があります。この他にも、それぞれ金額の多寡はあるものの、政府や自治体による投資等に対する助成金・補助金、資産の売却、債権の回収などの方法も考えられますが、今回は、増資と融資に絞り、それぞれの留意点をご説明します。

増資と融資のそれぞれの比較

増資、融資とも、調達先が自身と資本関係がある関連者(親会社など)なのか、または資本関係がない相手なのか(例えば金融機関など)で、それぞれ2つの選択肢があります。関連者からの増資や融資は、調達先が関連者であるため、比較的执行しやすいと言えます。但し、当該関連者の資金の状況や戦略によっては、関連グループ外に頼らざるを得ないケースもあります。それぞれの一般的な特徴または留意点を以下の通りまとめました。このうち、下線及びアルファベット箇所については次ページ以降で解説をしています。

	増資		融資	
	関連者	外部	関連者	外部
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ▶ グループ内の意思決定を踏襲できる ▶ 返済不要／利子不要 ▶ 第三者の保証や担保不要 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 返済不要／利子不要 ▶ 第三者の保証や担保不要 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ グループ外キャッシュアウトがない ▶ 一般的に第三者の保証や担保は不要 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 手続きが比較的シンプル
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事務手続が必要(董事会・株主総会・FIA申請・登記等) A 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事務手続が必要(左記関連者と同様) A ▶ 親会社の同意が困難 ▶ 外部株主の意向が介入する 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 返済が必要 ▶ 利子負担 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 返済が必要 ▶ 利子負担 ▶ グループ外へのキャッシュアウト ▶ 担保の設定が必要なケースもある
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 外資:FIA申請が必要 A ▶ 配当に源泉税がかかる D 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 外資:FIA申請が必要 A ▶ 配当に源泉税がかかる D 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 移転価格の問題 B ▶ 一年以上の外資融資:FIA申請が必要 A ▶ 過少資本税制 C ▶ 利子に源泉税がかかる D 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 利子に源泉税がかかる D

増資または融資で想定される一般的な留意点

A: 經濟部投資審議委員会(投審会)へのFIA申請許可手続きについて

前ページの表の通り、関連者、非関連者を問わず、外国会社からの増資については、投審会へのFIA許可申請手続き(FIAはForeign Investment Approvedの略称)が必要となります。また、外国関連者からの一年以上の期間となる長期融資についても同様です。經濟部投資審議委員会は、中国語では投審会、英語ではMOEAICと略されます。外国からの資金については、この投審会に対する申請と許可が必要となります。

増資の場合を例に、FIA許可申請手続きを含めた通常実施すべき手続きは以下の通りです。

タイムライン	アウトライン	備考
3-5 days	事前意思決定・マネーロンダリング規制対応	
	株主総会または董事会(一人株主の場合)の開催 ▶ 授權資本額の変更にかかる定款修正案(必要な場合)	授權資本を超える増資を行う場合は予め定款変更が必要
	董事会の開催 ▶ 増資スキームの決定	新株の発行条件や発行基準日などを決定
10-15 days	經濟部投資審議委員会 ▶ 外国法人増資許可(FIA)	
1-3 days	資本金送金	
5-7 days	經濟部投資審議委員会 ▶ 増資資本金額の審査	
10-15 days	登記主管機関 ▶ 増資申請 ▶ 定款変更申請	増資基準日及び定款変更決議から15日以内の申請が必要
7-10 days	その他 ▶ 国税局への資本金額変更申請 ▶ その他: 市政府各局等への変更申請(必要な場合)	

※ 黄色箇所は、当局への申請を示します。また、上記タイムライン及びアウトラインは目安及び一般的な手続きとなっており、資料の準備状況や当局の要請等によって変更となることがあります。

B: 移転価格の問題

外国関連者からの融資については、特に移転価格の問題に留意する必要があります。移転価格とは、グローバル企業が海外の関連者と取引をする際の価格を言い、不当に台湾国内企業の税額を低減するものでないか、台湾税務当局の税務調査の対象となることがあります(この詳細はJBS NEWSLETTER 2020.07号もご参照ください)。融資については、支払利息が伴うため、この利率の設定にあたり移転価格の面で留意が必要です。

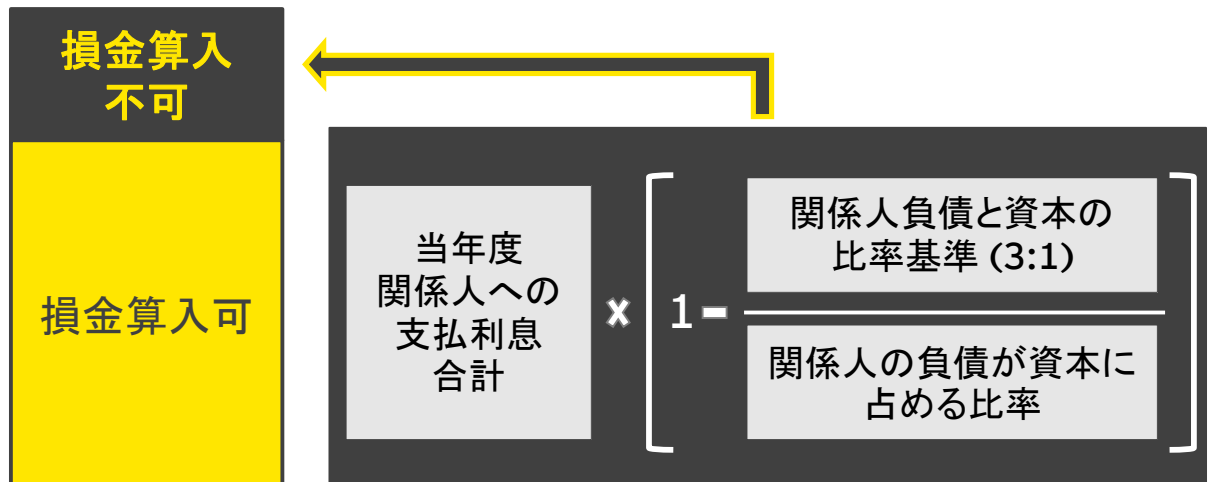
増資または融資で想定される一般的な留意点(続)

C: 過少資本税制とは

関係会社からの融資については、過少資本税制にも留意する必要があります。過少資本税制とは、関連者からの負債のうち資本額の3倍を超える部分に対する支払利息については、税務申告上、その損金の算入を認めないというものです。

<過少資本税制 損金算入不可部分のイメージと例>

関係人への支払利息



例:

- ▶ 関係人の負債が資本に占める割合が4:1
- ▶ 当年度関係人への支払利息合計NTD2,500

⇒ $2,500 \times (1 - 3 \div 4) = 625$ は損金算入できない

※上記の算定式及び例は、話をわかりやすくするため概要のみを示しております。実際の検討にあたっては、例えば、関係人の範囲、負債の範囲、資本・純資産や利息の算定方法など、詳細な検討要素があります。

D: 源泉税の問題

台湾源泉所得を構成する配当や利子については、国外への支払において源泉徴収を行う必要があります。原則として税率はそれぞれ21%または20%ですが、日本への支払であれば日台租税協定の適用によってこれを10%へ軽減することができます(この詳細はJBS NEWSLETTER 2020.05号もご参照ください)。

終わりに

資金調達にあたっては、どこから、どのように調達するかによって、特に税務面、法令手続き面において留意すべき点があります。今回は、その一部概要をお伝えしましたが、実際の調達にあたっては状況により別途検討すべき要素も加わり、また、法令違反や不測の課税を避けるためにも、資金調達前に会計事務所に相談をした上で資金調達を進めることをお勧めします。弊社にもお気軽にお問い合わせください。

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせて頂いておりますEY担当にご連絡を頂くか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡をください。

企業税務サービス

蔡雅萍 執業會計師

02 2757 8888 # 88873

Anna.Tsai@tw.ey.com

吳文賓 執業會計師

07 238 0011 # 88990

Ben.Wu@tw.ey.com

工商法令コンプライアンスサービス

沈碧琴 執業會計師

02 2757 8888 # 88877

Ann.Shen@tw.ey.com

陳仕凱 協理

02 2757 8888 # 67363

Joey.Chen@tw.ey.com

JBS

山崎隆浩 副總經理

02 2757 8888 # 88880

Takahiro.Yamazaki@tw.ey.com

橋本純也 協理

02 2757 8888 # 66458

Junya.Hashimoto@tw.ey.com

堀井政東 協理

02 2757 8888 # 66525

Masato.Horii@tw.ey.com

EY 安永

Assurance | Tax | Strategy and Transactions | Consulting

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、ストラテジー・アンド・トランザクションおよびコンサルティングなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYの個人情報の収集及び使用方法、個人情報の保護にかかる対応については、ey.com/privacy をご参照ください。さらに詳細な情報については、EYグローバルウェブサイトey.comをご参照ください。

EY台湾は台湾の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財団法人台北市安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、ey.com/taiwanをご覧ください。

© 2020 Ernst & Young
All Rights Reserved.

APAC No. 14005482
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務、法律及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/taiwan

